



### 有性生殖によるサンゴ増殖技術の開発

〔沖ノ鳥島での技術開発の状況写真：親サンゴ採取～稚サンゴ育成（沖縄）～稚サンゴの移植～成長の状況〕

## CONTENTS

有性生殖によるサンゴ増殖技術の開発	2
	漁港漁場整備部整備課
遊漁船業の適正化に関する法律施行規則の一部改正について	4
	資源管理部沿岸沖合課遊漁・海面利用室
第11回日韓漁業共同委員会の結果について	5
	資源管理部国際課
回遊魚	7
	資源管理部国際課海外漁業協力室長 勝山 潔志
平成21年3月分のプレスリリース	8

# 有性生殖によるサンゴ増殖技術の開発

漁港漁場整備部整備課

## 1. 概要

本事業で開発に取り組んだサンゴ増殖技術の概要は、右図に示すように、陸上の水槽を用いた有性生殖による大量の種苗生産である。具体的には、沖ノ鳥島の親サンゴを約1,100km離れた沖縄県阿嘉島まで船上の水槽で飼育しながら運搬し、阿嘉島の陸上水槽で最長1年間以上飼育した。そして、親サンゴの産卵による種苗生産を行い、約1年間、稚サンゴを飼育した。その後、稚サンゴを沖ノ鳥島まで運搬し、礁内へ移植した。種苗生産及び移植の概要について、以下に示す。

種苗生産は、平成19年及び20年の夏季（5～8月）に実施した。平成19年の種苗生産においては、約11万群体の*A.tenuis*の着底幼体を得ることができた。*A.globiceps*及び*A.sp.4*の着底幼体数は、少数であった。

平成20年においては、着床具に石灰藻を付着させる等の改善により、*A.globiceps*の着底率を大幅に向上させることができた。

平成19年及び20年の種苗生産結果を表1に示す。

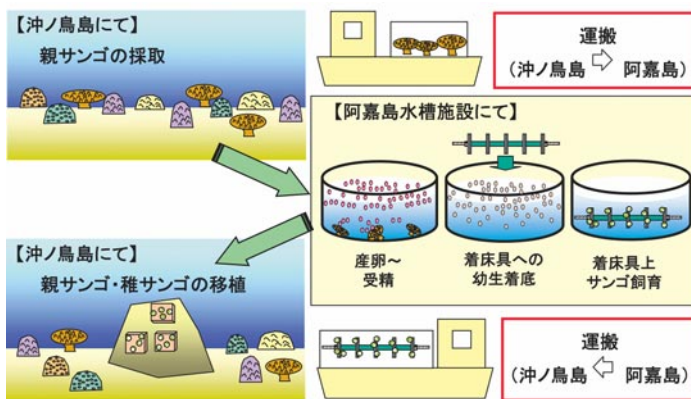


図1 本事業で技術開発に取り組んだサンゴ増殖 イメージ図

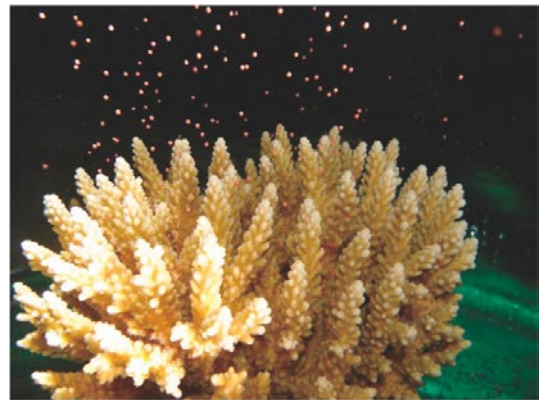


図2 サンゴの産卵



図3 種苗生産作業

## 2. サンゴの種苗生産

種苗生産の対象種は、沖ノ鳥島に分布している種で成長が速いミドリイシ類の*Acropora tenuis*, *A. globiceps*, *A. sp.4* (学名無し) の3種とした。

上記3種の親サンゴは、平成18年5月及び8月、平成19年5月に沖ノ鳥島の礁内で採取し、船上飼育しながら、阿嘉島の陸上水槽に搬入した。

産卵年度	サンゴ種	産卵数 (粒)	受精率 (%)	着底水槽内飼育			
				收容幼生		着底幼体数	着底率 (%)
				個体数	密度*		
19年度	<i>A. tenuis</i>	257,724	93~98	204,882	87~114	110,848	54.1
	<i>A. globiceps</i> (7月産卵)	ND	ND	ND	ND	100	ND
	<i>A. globiceps</i> (8月産卵)	391,357	58~96	33,883	15~33	655	1.9
	<i>A. sp4</i>	431,187	31~73	74,492	27~83	1,704	2.3
20年度	<i>A. tenuis</i>	541,853	100	32,358	10~22	17,720	54.8
	<i>A. globiceps</i>	328,533	27~98	11,780	19~97	3,756	31.9
	<i>A. sp4</i>	180,304	0	-	-	-	-

\* 密度単位: 個体数/ℓ, NDは計測できなかったことを示す

表1 平成19年、20年の種苗生産結果

### 3. サンゴの飼育

種苗生産した稚サンゴは、陸上の水槽にて移植可能な大きくなるまで飼育した。飼育開始6ヶ月後の各サンゴの生育状況、平成19年及び20年に生産した稚サンゴの生残・成長状況について表2に示す。

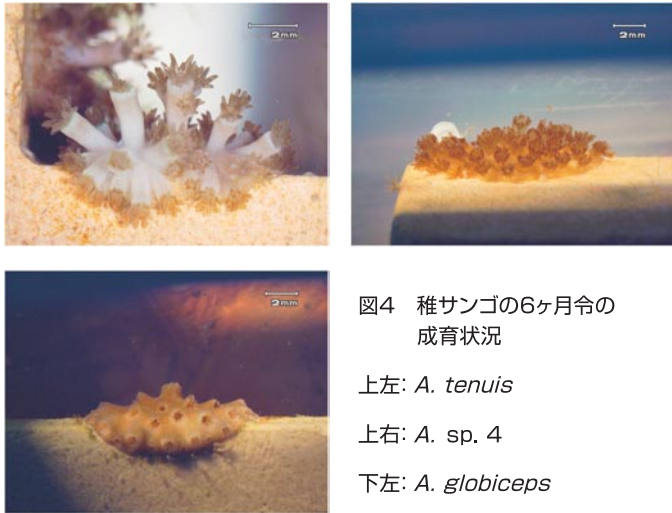


図4 稚サンゴの6ヶ月令の成育状況

上左: *A. tenuis*  
 上右: *A. sp. 4*  
 下左: *A. globiceps*

### 4. サンゴの移植

沖ノ鳥島への稚サンゴの移植は、平成20年5月と平成21年1月に実施した。平成20年5月には着床具670枚(約6.3万群体)、平成21年1月には448枚(約1.2万群体)の稚サンゴを礁内東部のノルに移植した。



図5 稚サンゴの移植作業

### 5. 移植後モニタリング

平成20年5月に移植した稚サンゴについては、平成21年1月に生残状況等モニタリングを行った。種によって、着床具上のサンゴ群体の被度は異なるが、移植時と比較して被度が増加したものは約33%~75%であり、被度がゼロになったもの(全ての群体が死亡したものは、約12%~34%であった。移植した稚サンゴの状況を図6及び図7、成長の状況を表3に示す。写真に示すように、*A. tenuis*に食害防止カゴを取り付けたものでは大きく育ったサンゴ群体が確認された。

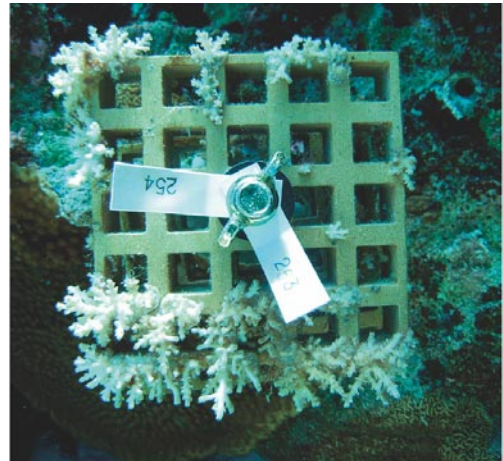


図6 移植した稚サンゴ



図7 移植した稚サンゴの成長(移植後8ヶ月)

産卵年度	サンゴ種	観察日	産卵後日数	生残率(%)	平均長径(mm)	長径SD(mm)	総生残数(個体・群体)
19年度	<i>A. tenuis</i> (6月8, 9日産卵)	H19.6.20	11	100	1.3	0.11	110,848
		H20.4.11	307	59.2	13.1	5.7	65,622
	<i>A. sp. 4</i> (7月10日産卵)	H19.7.23	13	100	1.1	0.14	1,704
		H20.4.16	281	13.6	10.8	4.24	232
	<i>A. globiceps</i> (7月12日産卵)	H19.7.26	14	100	1.2	0.18	100
		H21.1.3	541	24	32.7	7.26	24
<i>A. globiceps</i> (8月12, 14日産卵)	H19.9.7	26	100	1.1	0.13	655	
	H21.1.3	510	5.3	32.5	6.87	35	
20年度	<i>A. tenuis</i> (5月28日産卵)	H20.6.12	15	100	1.1	0.18	17,720
		H21.1.3	220	47.2	13	3.87	8,198
	<i>A. globisepts</i> (6月26, 28日、7月1, 7, 8日産卵)	H20.7.18	17	100	1.2	0.19	3,756
		H21.1.3	186	69	12.2	3	2,591

表2 平成19年、20年に生産した稚サンゴの生残と成長

種類名	被度増加 <sup>1)</sup>	被度増減無 <sup>2)</sup>	被度低下 <sup>3)</sup>	被度0% <sup>4)</sup>
<i>A. tenuis</i> (N=270)	90 (33.3%)	26 (9.6%)	88 (32.6%)	66 (24.4%)
<i>A. sp. 4</i> (N=70)	44 (62.9%)	1 (1.4%)	1 (1.4%)	24 (34.3%)
<i>A. globiceps</i> (N=8)	6 (75.0%)	0 (0.0%)	1 (12.5%)	1 (12.5%)

1) 第1回目モニタリング被度-移植前被度>0%、2) 第1回目モニタリング被度-移植前被度=0%、  
3) 第1回目モニタリング被度-移植前被度<0%、4) 第1回目モニタリング被度=0%

表3 移植サンゴのモニタリング結果

### 6. 「有性生殖によるサンゴ増殖の手引き」

本事業の成果として、サンゴ礁の保全や創造に取り組む関係行政・研究機関等を対象に、生育環境が厳しい条件下におけるサンゴ増殖手法の考え方をとりまとめた「有性生殖によるサンゴ増殖の手引き」(以下、「手引き」という)を作成した。

手引きは二編からの構成とし、第I編では、サンゴやサンゴ礁に関する基礎知識、サンゴ礁の機能と価値、サンゴ増殖計画の考え方を示すとともに、これまでにわが国で取り組まれてきている各種のサンゴ増殖技術について、文献等により現段階で最も新しい知見をもとに幅広くまとめている。また、第II編では、沖ノ鳥島及び沖縄県阿嘉島において、実際に本事業で実施した各種の調査、サンゴの有性生殖による種苗生産、沖ノ鳥島へのサンゴの移植等について実証編的にまとめている。

サンゴやサンゴ礁生態系の維持・再生に影響を及ぼす要因は、対象海域によって、多様で複雑であるが、本手引きは、サンゴ増殖とサンゴ礁再生に取り組む順応的管理手法の基本的考え方や技術的ノウハウを示したものであり、サンゴ増殖の国内外の取組や技術の発展に役立つものと考えられる。

### 有性生殖によるサンゴ増殖の手引き —生育環境が厳しい沖ノ鳥島における サンゴ増殖—

#### 《主な構成》

#### 第I編 総論

- I-1 サンゴについて
- I-2 サンゴ礁の機能と現状
- I-3 サンゴ増殖計画
- I-4 サンゴ増殖技術
- I-5 種苗生産技術(有性生殖)

#### 第II編 沖ノ鳥島におけるサンゴ増殖の 取り組み

- II-1 取り組みの概要
- II-2 現況把握
- II-3 適地選定
- II-4 サンゴの種苗生産
- II-5 稚サンゴの移植
- II-6 維持管理
- II-7 成果のまとめと今後の課題

## 遊漁船業の適正化に関する法律施行規則の一部改正について

資源管理部沿岸沖合課遊漁・海面利用室

### 1. 背景

(1) 第154回国会において、遊漁船の利用者(以下単に「利用者」という。)の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保を図るため、遊漁船業を都道府県知事への届出制から登録制へ移行するとともに、遊漁船業者に対して、業務規程の届出、遊漁船業務

主任者の選任等を新たに義務付けることを内容とする「遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成14年法律第76号。以下「改正法」という。)」が成立し、改正法による改正後の遊漁船業の適正化に関する法律(昭和63年法律第99号)が平成15年4月1日から施行されました。

- (2) 同法については、附則第5条に「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、法第二章の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されており、平成20年4月1日に法施行から5年を経過したことから、遊漁船業者、漁業者、行政等の代表で構成される「遊漁船業の適正化に関する法律の見直し検討会（全3回）」において、同条の規定による検討が行われました。
- (3) 今般、当該検討会が取りまとめた「遊漁船業に係る制度及び関連施策の今後の方向について」を踏まえ、同法の運用の改善を図るため、遊漁船業の適正化に関する法律施行規則（平成元年農林水産省令第37号。以下「規則」という。）を次のとおり改正しました。

## 2. 改正の概要

- (1) 水産動植物を採捕させる方法の表現の見直し  
水産動植物を採捕させる方法として規則第1条第5項に規定する「歩行徒手採捕」について、表現を「徒手採捕」に改めました。
- (2) 登録申請書及び登録簿の様式の変更  
規則第3条に規定する登録申請書の様式（別記様式第1号）及び規則第5条に規定する登録簿の様式（別記様式第4号）に、磯等（磯、いかだ等）渡しの業務

の有無を記入する欄を追加しました。

- (3) 遊漁船業務主任者の選任の基準の改正  
① 規則第10条第1項第3号に規定する遊漁船業務主任者養成講習の有効期間について、その起算日を講習修了証明書の交付を受けた日の属する年の翌年の1月1日に改めました。  
② 規則第10条（遊漁船業務主任者選定基準）第2項に、遊漁船業務主任者になることができない要件を追加しました。
- (4) 利用者名簿の記載事項  
規則第12条第2項に規定する利用者名簿への記載事項について、遊漁船の利用の開始時刻及び終了予定の時刻及び緊急時の連絡先を追加しました。
- (5) 標識の様式の変更  
規則第14条に規定する標識の様式（別記様式第7号）について、保険期間を記載する欄を追加しました。また、大きさの規定に「遊漁船に掲げる場合にあっては、縦27センチメートル以上、横19センチメートル以上」を追加しました。

## 3. 施行期日

平成21年4月1日に公布、施行となりました。

# 第11回日韓漁業共同委員会の結果について

資源管理部国際課

## はじめに

平成20年12月31日に第11回日韓漁業共同委員会、また平成21年2月20日には第11回日韓漁業共同委員会第2回会合が開催され、日韓双方の排他的経済水域（EEZ）における相互入漁条件等について合意されたので、その背景及び結果概要についてお知らせいたします。

## 結果概要

### 1. 双方のEEZにおける相互入漁条件

漁獲割当量の総量及び許可隻数は、平成14年の相互入漁から日韓ともに等量・等隻で調整を図ることとされており、その原則に基づいて、日韓それぞれの平成21年3月1日から1年間の漁獲割当量の総量は60,000トン、許可隻数は940隻となりました。総量については、資源評価、相手国の伝統的漁獲状況及び相互入漁の状況を考慮し、前年同となりました。また、これまでは、1

月1日から12月31日までの1年間としていた漁期を3月1日から翌年2月末日までの1年間とすることで合意しました（平成21年1月1日から2月末日までは、前年の操業条件のもと、操業実績に応じた割当量とすることで暫定的に合意しています。）。

また、平成17年から従来の漁業種類別漁獲割当に代えて、日本及び韓国それぞれのEEZにおける資源管理のため、魚種別・漁業種類別漁獲割当制度を導入しましたが、これに関連して、平成16年に日韓漁業共同委員会の下部機関として設立され、毎年開催している日韓海洋生物資源専門家小委員会の定期会合が、平成20年9月に韓国・釜山で開催され、平成21年の漁獲割当に関連する漁業資源の資源状態等につき情報交換を行いました。平成21年は、日本EEZではサンマ、マアジ、サバ類、マイワシ、スルメイカ、カレイ類、マダイ、タチウオ、サワラの9種類、韓国EEZではマアジ、マイワシ、サバ類、スルメイカ、カレイ類、マダイ、マアナゴ、タチウ

オの8種類をそれぞれ相手国の漁船に対して割当量を設定することとしました。

なお、平成13年に発生し、その後日韓間の大きな外交問題となり、両国首脳会談で取り上げられるまでに発展した北方四島水域での韓国サンマ棒受網漁船の操業を巡る問題については、昨年に引き続き同水域での操業を行わない旨を韓国側が表明することとなりました。

これらの平成21年の操業条件等は平成21年2月20日に東京で行われた第11回日韓漁業共同委員会第2回会合で日韓両国政府に勧告され、平成21年3月より相手国EEZでの操業が行われています。

新協定発効以降、我が国EEZにおける韓国漁船の操業は悪質な違反や危険な行為が目立ち、拿捕件数も平成14年まで年々増加していました。韓国漁船の実態に応じた漁業取締船等の効率的な配備など、取締を重点化したことにより、同年をピークに拿捕件数は一時減少傾向に転じましたが、近年韓国漁船の操業日誌不実記載による拿捕が急激に増加しています。これを受けて、第11回日韓漁業共同委員会第2回会合において、操業日誌不実記載防止措置として、操業終了後2時間以内（底びき網漁業については3時間以内）の操業日誌への記入、GPS航跡記録の保存等について合意しました。

## 2. 日本海の暫定水域における操業秩序及び資源管理

日本海の暫定水域は、日韓漁業協定第9条1に規定されており、日韓両国は、日韓漁業共同委員会での協議を通じて、この水域における海洋生物資源の保存及び漁業種類別の漁船の最高操業隻数を含む適切な管理を行うこととなっています。しかしながら、韓国側は、日韓漁業協定発効以降、韓国内で竹島領有権問題を惹起するとして一貫して協定に基づき政府間で具体的な措置を協議すること（共同委員会での具体的な資源保存管理措置を協議し、両国政府に勧告すること）が困難との立場を維持し、民間漁業者団体間で協議すべきと主張してきました。

また、日本海の暫定水域周辺の我が国EEZでは、取締船の間隙を縫って韓国漁船が密漁漁具を設置する事件が頻発し、我が国漁船との間でトラブルも多数発生する状況となっています。

一方、平成11年12月に開催された第2回日韓漁業共同委員会で見解の一致をみ、平成12年から開始された日韓民間漁業者団体間協議（以下「民間協議」という。）（日本側：大日本水産会、韓国側：韓国水産会）において、隠岐北方の暫定水域内の一部においてズワイガニ漁場の交代利用（11月1日から12月31日までは日本漁船のみ利用、1月1日から3月20日までは韓国漁船のみ利用）について合意（平成13年10月）しました。しかし

ながら、韓国漁船はこの合意を一度も守らず、平成18年11月も当該水域において、日本漁船が利用する期間であるにもかかわらず、多数の韓国漁船の漁具が設置される問題が発生しました。これを受け、政府間及び民間協議の場において再三に渡る漁具の撤去を申し入れた結果、同年12月12日に全ての漁具が撤去されました。

このような状況を踏まえ、平成18年12月23日に開催された第9回日韓漁業共同委員会では、①ベニズワイガニ・ズワイガニの資源管理に関し、双方の要望事項、特に緊急を要する事項について両国の関係する全ての漁業者が参加する民間協議を速やかに開始し、両国政府とも積極的に支援・指導・助言し、②韓国政府による民間合意の実効性を高めるために必要な措置を実施し、③①及び②に関連して問題が発生した場合には、その解決のために、両国政府が対応する等の他、韓国政府による、我が国EEZでの韓国漁船の無許可操業を予防するための措置を強化することにつき意見の一致をみました。

これを受けて、早速、平成18年12月29日から両国政府の積極的な関与の下、民間協議が開始され、特に緊急を要する事項の一つとして隠岐北方のズワイガニ漁場の交代利用水域における韓国漁船の民間合意不履行問題に対する対応について話し合われました。その結果、当該水域において、合意事項の実効性を確保させる措置等について民間間で合意し、平成19年の漁期において初めて、日本側が利用する期間の前に、韓国側が全ての漁具を撤去しました。その後、日本漁船（沖合底びき網漁船）の操業が一部実現したが、当該海域では、ズワイガニの資源状態が悪く、かつ韓国廃棄漁具が多量に底びき網漁具に絡み、継続して操業することが困難であることが明らかとなりました。

また、緊急を要する事項の二つめとして、日本側の沖合底びき網の関係者がこれまで長年にわたり強く希望してきた浜田沖の漁業調整（双方の安定操業のため、漁場を分割し交代で利用しようとするもの）に関する民間協議が、平成19年2月より両国政府関与の下で開催されているが、韓国側は当該水域で操業する漁業者が多く、調整を図ることは困難という立場を崩しませんでした。そのため、平成19年12月14日に開催された第10回日韓漁業共同委員会において、現在進められている民間協議が進展するよう、特に浜田沖の懸案事項について早急に合意に達するよう、両国政府は積極的に支援・指導・助言すること等について意見の一致をみました。

その後も両国政府の積極的関与のもと、民間協議が行われ、隠岐堆のベニズワイガニ漁場において日本のベニズワイガニ漁船の操業が困難であった問題については、日本漁船の操業が実現する等一定の前進が見られた

ものの、浜田沖の問題については進展が見られませんでした。そのため、平成20年8月28日に開催された民間協議において、日本側は9月以降に操業を行うこととし、漁具被害防止のため、韓国側に漁具位置の通報を求めました。後日、日本側は通報された漁具位置情報等を参考に操業を行ったものの、漁獲状況は悪く、多量の韓国廃棄漁具が底びき網漁具に絡むことから継続して操業することが困難であることが明らかとなりました。

暫定水域内に残る多量の廃棄漁具は、日本の沖合底びき網漁船の操業に支障を来すばかりか、ゴーストフィッシングによる資源への悪影響が懸念されるため、平成20年10月9日に開催された民間協議において、日本側は資源保護のため、翌年（平成21年）夏期に浜田沖を含む暫定水域内で共同で大規模な漁場清掃を行うことを提案しました。韓国側は共同での漁場清掃については時期尚早としたが、資源保護のため継続的に漁場清掃を

施する必要性については、共通認識を持つに至り、平成21年協議において漁場清掃を実施する海域、時期等について、協議し決定することとしました。

なお、平成20年も隠岐北方のズワイガニ漁場の交代利用の合意がなされ、前年同様韓国側は日本側が利用する期間の前に全ての漁具を撤去し、日本漁船が操業したが、結果は昨年同様でした。

このような状況を踏まえ、平成20年12月31日に開催された第11回日韓漁業共同委員会において、昨年の合意に加えて、ベニズワイガニ・ズワイガニ資源保護のため、韓国籍、刺し網漁船の優先的な減船、暫定水域における漁場清掃の維持・拡大、小型個体の保護措置の導入の検討等の措置を実施すること等につき意見の一致をみたところであり、協定に基づく政府間協議ではないものの、具体的な資源保存管理措置について政府間で協議し一定の措置について合意しました。

## 回遊魚

## 願いは遙か

記憶に依れば3歳児の頃からタモ網を担いで一日中、川魚を追って過ごし、昼飯時に家に戻ることもなく、純粋に魚を追いかけて捕らえることが喜びでした。その後も、農業用水路を板で仕切ってせき止めておいて鮎を手づかみにするとか、川底に仕掛けを沈めておいてナマズを捕らえるとか、趣味と言うよりは自家消費に向けた漁撈に近いことを日々繰り返す少年時代であったようです。そんな子供時代が影響したのかどうか定かではありませんが、今でも、確実に何かしら漁獲して食するといった釣りの方が肌に合っている気がします。さて、JICAに出向していた頃、協力案件の調査で途上国の現地調査に出かけますと、貝掘りからブッシュネット、四つ手網に至るまで、まさしく、その日その日を生き残るための漁業が繰り広げられておりました。こうした零細漁民は、巡回してくる仲介人に氷代や燃油代を搾り取られ、魚も安く買い叩かれるという、とんでもない構造の中で漁業を続けており、ついつい、資源管理という言葉忘れて、「がんばって捕れよお〜」、「たくさん捕れたかあ〜」と声をかけてしまいそうになります。もちろん、途上国でも既に資源の減少や枯渇は始まっており、貧困地域で一層その傾向が強いようです。日本では資源の枯渇に対して、種苗放流による資源増大や養殖業への転換、更には休業補償など様々な施策を検討し必要に応じて「資源回復計画」を策定することが出来ますし、行政の役割も期待されるのですが、彼らには長時間労働によって漁獲を維持するか、別の土地に流れて行くかといった現実があるのみで、生きていくことの厳しさを感じさせられることもしばしばありました。救いのない話で終わりたいはありませんので、少しは将来に希望をということで、一例紹介しておこうかと思えます。極めて稚拙なアプローチではありますが、産卵場、育成場を保全し自然界での資源回復を促進する目的で1個10ドル程度の小型魚礁を投入するプロジェクトがチュニジアで成果を見せています。魚礁投入の内側ではアマモ場の再生が促進されて天然の稚仔魚が集まるようになり、また、試験的に放流した標識種苗が漁獲サイズに育って魚礁付近に来遊し始めました。最近では効果に期待を抱いて漁業者が自分たちで魚礁を投入し始めたそうです。定量的な評価は困難でしょうが、最近のささやかな喜びではあります。日本の沿岸でもいつの日か獲り切れないほどの魚をと!



資源管理部国際課  
海外漁業協力室長  
勝山 潔志

発表年月日	発表事項名	担当課
H21.3.4	瀬戸内海広域漁業調整委員会の結果について	管理課
H21.3.5	日本海・九州西広域漁業調整委員会の結果について	管理課
H21.3.6	太平洋広域漁業調整委員会の結果について	管理課
H21.3.6	水産政策審議会第41回資源管理分科会の結果について	漁政課
H21.3.6	国際捕鯨委員会 (IWC) の将来に関する中間会合の開催について	遠洋課
H21.3.6	日ロさけ・ます漁業交渉の開催について	国際課
H21.3.9	第28回FAO水産委員会 (COFI) の結果について	国際課
H21.3.11	国際捕鯨委員会 (IWC) の将来に関する中間会合の結果について	遠洋課
H21.3.13	北朝鮮による飛翔体事案に関する水産庁における対応状況について	管理課
H21.3.16	「漁業就業相談会 (漁業就業支援フェア2009) の開催」について	企画課
H21.3.17	水産政策審議会第26回企画部会の開催について	企画課
H21.3.19	国際漁業再編対策に基づくまぐろはえ縄漁業の再編整備に関する実施計画の認定について	遠洋課
H21.3.23	大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT) 遵守委員会中間会合の開催について	国際課
H21.3.24	平成21年度水産高校等を中心とした地域の漁業・水産業担い手育成プロジェクト事業	企画課
H21.3.24	日ロ漁業合同委員会第25回会議の結果について	国際課
H21.3.25	漁業就業相談会 (漁業就業支援フェア2009) の告知ポスターについて	企画課
H21.3.25	平成20年度第3回太平洋イワシ・アジ・サバ等長期漁況予報	漁場資源課
H21.3.25	水産政策審議会第26回企画部会の結果について	企画課
H21.3.26	生育環境が厳しい条件下における増養殖技術開発調査事業のとりまとめについて	整備課
H21.3.26	漁業取締船「白嶺丸」を 境港に配置	船舶管理室
H21.3.27	インド洋まぐろ類委員会 (IOTC) 第13回年次会合の開催について	国際課
H21.3.27	平成20年度第2回対馬暖流系アジ・サバ・イワシ長期漁況予報	漁場資源課
H21.3.30	大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT) 遵守委員会中間会合の結果について	国際課
H21.3.31	日本海西部・九州西海域マアジ (マサバ・マイワシ) 資源回復計画の作成について	管理課
H21.3.31	社会資本整備重点計画の閣議決定について	防災漁村課
H21.3.31	平成20年度事業評価 (水産関係公共事業) の結果について	計画課

※詳細は水産庁ホームページを御参照下さい。

## 水産庁施策情報誌 漁政の窓

編集・発行 水産庁漁政部漁政課広報班  
〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1 合同庁舎1号館8階  
代表 03-3502-8111 (内線6505)  
URL <http://www.jfa.maff.go.jp/>

ご意見 ご質問はこちらへ

URL <http://www.maff.go.jp/j/apply/recp/index.html>